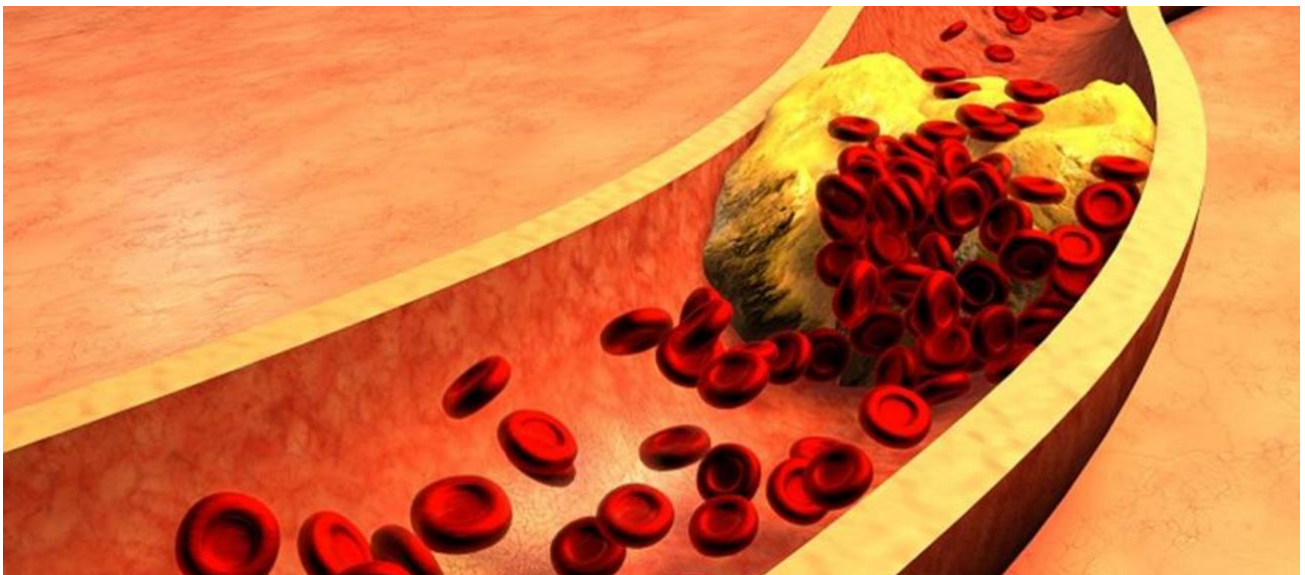


スタチンとフィブラートの併用 禁忌が解除

厚生労働省は、腎機能低下患者に対するスタチンとフィブラートの併用について、添付文書上の「原則禁忌」から削除するよう通知を发出了しました。



「腎機能に異常を持つ場合、両剤の併用は治療上やむを得ないと判断するときのみ」とし、やむを得ず併用する場合には、少量から投与開始するとともに、定期的に腎機能検査などを実施し、腎機能の悪化を認めた場合は直ちに投与を中止することが求められています。



両剤の併用は、欧米においては原則禁忌の制限なく長年併用されていますが、引き続き「**横紋筋融解症**」には注意が必要です。